

○埋め立てた廃棄物の種類及び数量 [規則第4条の7第4号イ]

種類 (単位)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
焼却灰 (t/月)	698.20												698.20
固化ダスト (t/月)	109.91												109.91
不燃物 (t/月)	125.68												125.68
破碎不適物 (t/月)	77.80												77.80
圧縮物 (t/月)	46.53												46.53
固化プラスチック (t/月)	26.57												26.57
沈砂 (t/月)	2.15												2.15
その他 (t/月)	0.00												0.00
合計 (t/月)	1,086.84												1,086.84

○上記、埋め立てた廃棄物のうち産業廃棄物の種類及び数量

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
焼却灰 (t/月)	35.40												35.40
固化ダスト (t/月)	5.57												5.57
不燃物(ガラス陶磁器) (t/月)	4.85												4.85
不燃物(燃え殻) (t/月)	0.00												0.00
合計 (t/月)	45.82												45.82

○水質検査の実施状況と措置 (月1回以上測定) [規則第4条の7第4号ニ及びホ]

採取場所		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度平均
地 下 水	採取日	15日												
	分析結果が得られた日	28日												
	電気伝導度 (mS/m)	6.3												6.30
	塩化物イオン濃度 (mg/l)	2.3												2.3
	採取日	15日												
	分析結果が得られた日	28日												
	電気伝導度 (mS/m)	15.5												15.5
	塩化物イオン濃度 (mg/l)	8.3												8.3
	異常の有無	なし												
	必要な措置を講じた日	-												
講じた措置の内容	-													
処 理 水	採取日	15日												
	水素イオン濃度 (p)	7.2												7.2
	BOD (mg/l)	0.5未満												-
	COD (mg/l)	0.5未満												-
浮遊物質 (SS) (mg/l)	1.0未満												-	

○施設の点検 [規則第4条の7第4号ロ、ハ、ヘ、ト]

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検日	擁壁等、遮水工	27日											
	浸出水処理設備	27日											
異常の有無	擁壁等、遮水工	なし											
	浸出水処理設備	なし											
必要な措置を講じた日		-											
講じた措置の内容		-											

○最終処分場残余容量 (年1回以上測定) [規則第4条の7第4号チ]

測定日	令和 8 年 3 月 1 1 日
残余容量 (m³)	114,890 m³

○水質検査の実施状況と措置(年1回以上測定) [規則第4条の7第4号ニ及びホ]

一般廃棄物最終処分場地下水分析結果

水質の区分	地下水			
	採取場所の略称	上流	下流	基準値 (廃掃法技術上の基準) (1リットルあたり)
採取年月日	令和7年11月6日	令和7年11月6日		
分析結果が得られた日	令和7年12月8日	令和7年12月8日		
単位	(mg/ℓ)	(mg/ℓ)		
アルキル水銀	不検出	不検出	検出されないこと	
総水銀	0.0005未満	0.0005未満	0.0005mg以下	
カドミウム	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg以下	
鉛	0.002	0.001未満	0.01mg以下	
六価クロム	0.005未満	0.005未満	0.05mg以下	
砒素	0.001	0.001未満	0.01mg以下	
全シアン	不検出	不検出	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	不検出	不検出	検出されないこと	
トリクロロエチレン	0.001未満	0.001未満	0.03mg以下	
テトラクロロエチレン	0.0005未満	0.0005未満	0.01mg以下	
ジクロロメタン	0.002未満	0.002未満	0.02mg以下	
四塩化炭素	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg以下	
1,2-ジクロロエタン	0.0004未満	0.0004未満	0.004mg以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.002未満	0.1mg以下	
1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.004未満	0.04mg以下	
1,1,1-トリクロロエタン	0.0005未満	0.0005未満	1mg以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg以下	
チウラム	0.0006未満	0.0006未満	0.006mg以下	
シマジン	0.0003未満	0.0003未満	0.003mg以下	
チオベンカルブ	0.002未満	0.002未満	0.02mg以下	
ベンゼン	0.001未満	0.001未満	0.01mg以下	
セレン	0.001未満	0.001未満	0.01mg以下	
ほう素	0.02未満	0.02未満	1mg以下	
ふっ素	0.1未満	0.10未満	0.8mg以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.18	0.31	10mg以下	
1,4-ジオキサン	0.005未満	0.005未満	0.05mg以下	
クロロエチレン (別名:塩化ビニル、塩化ビニルモノマー)	0.0002未満	0.0002未満	0.002mg以下	
異常の有無	なし	なし		
講じた措置の内容	-	-		

※不検出とは、定量下限値を下回ることを意味する。